

介護保険事業者各位

横浜市介護保険課

令和 7 年度ヒアリングシートの確認結果について

日頃より、横浜市介護保険事業の推進についてご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

本市では、介護保険事業者である皆様が立てられたケアプランや、提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているか等を、事業者の皆様と共同で確認することにより、介護保険事業の適正な運営を図ることを目的として、「ヒアリングシート送付事業」を実施しております。今回の回答結果を踏まえ、追加確認が必要な居宅支援事業所等については、個別に通知をお送りしました。

今後も、本市では適正な介護給付やケアプランの適正化に向けた取組みを継続してまいります。介護保険事業者の皆様におかれましても、当取組みについてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【令和 7 年度の確認テーマ】

- ①令和 7 年 5 月から 7 月までの間、高齢者向け住まい（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等）に居住する被保険者について、居宅介護支援事業所と同一法人の訪問介護もしくは通所介護サービスの利用が区分支給限度額の 70%以上に至るまでの検討状況の確認
- ②令和 7 年 4 月から 9 月までの間、福祉用具貸与の利用において、「手すり」の貸与が続いている要介護 1～5 の被保険者について、身体状態や福祉用具の利用目的の確認

高齢者向け住まいは、「住まい」と「介護サービス」が、それぞれ独立しているため、施設ではなく自宅として、一人ひとりに適した生活環境を提供できることが大きな特徴です。

そのため、入居者の安心した生活を支えるには、適切なケアマネジメントに基づいた、多職種連携によるサービス提供が重要となります。

アセスメントやモニタリングの際は、入居者の意思や状態の十分な把握から入居者の自立支援や重度化防止につながるサービス選択ができていくかに着目し、本人が望む暮らしの実現を目指したケアプラン作成に努めるようお願いします。

福祉用具の導入にあたり、「十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこと」となっています。

利用者の A D L や生活環境を踏まえたアセスメントをしっかりと行い、利用者に対して十分な説明のもと、残存機能の維持向上に資する貸与となるようお願いします。

日頃から、利用者や家族、必要に応じて看護職やリハビリ職等の専門職とともに状態の把握や評価を行い、福祉用具貸与の利用継続や変更について検討するように努めてください。

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市介護保険課 給付適正化担当

電話 045-671-4255

FAX 045-550-4237